

新温泉町告示第79号

第123回（令和5年5月）新温泉町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和5年5月10日

新温泉町長 西村 銀三

1 期 日 令和5年5月16日 午前9時

2 場 所 新温泉町議会議事堂

3 付議事件

（1）肉用牛生産施設（第3団地）建築工事請負契約の締結について

（2）損害賠償の額の決定及び和解について

（3）令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について

（4）令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○開会日に応招した議員

中 村 茂君

西 村 龍平君

岡 坂 遼太君

澤 田 俊之君

米 田 雅代君

森 田 善幸君

浜 田 直子君

河 越 忠志君

重 本 静男君

竹 内 敬一郎君

岩 本 修作君

池 田 宜広君

中 井 勝君

中 井 次郎君

小 林 俊之君

宮 本 泰男君

○応招しなかった議員

な し

令和5年 第123回（臨時）新温泉町議会 会議録（第1日）

令和5年5月16日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和5年5月16日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 議案第54号 肉用牛生産施設（第3団地）建築工事請負契約の締結について
日程第5 議案第55号 損害賠償の額の決定及び和解について
日程第6 議案第56号 令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について
日程第7 議案第57号 令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 議案第54号 肉用牛生産施設（第3団地）建築工事請負契約の締結について
日程第5 議案第55号 損害賠償の額の決定及び和解について
日程第6 議案第56号 令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について
日程第7 議案第57号 令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
-

出席議員（16名）

1番 中村 茂君	2番 西村 龍平君
3番 岡坂 遼太君	4番 澤田 俊之君
5番 米田 雅代君	6番 森田 善幸君
7番 浜田 直子君	8番 河越 忠志君
9番 重本 静男君	10番 竹内 敬一郎君
11番 岩本 修作君	12番 池田 宜広君
13番 中井 勝君	14番 中井 次郎君
15番 小林 俊之君	16番 宮本 泰男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 島 木 正 和君 書記 中 家 亨君

説明のため出席した者の職氏名

町長 西 村 銀 三君 副町長 西 村 徹君
温泉総合支所長 西 澤 要君 牧場公園園長 嶋 津 悟君
総務課長 中 井 勇 人君 企画課長 水 田 賢 治君
税務課長 山 本 幸 治君 町民安全課長 小 谷 豊君
健康福祉課長 朝 野 繁君 商工観光課長 福 井 崇 弘君
農林水産課長 原 憲 一君 建設課長 松 井 豊 茂君
上下水道課長 谷 岡 文 彦君 浜坂病院事務長 宇 野 喜代美君
介護老人保健施設ささゆり事務長 松 岡 宏 典君 会計管理者 谷 渕 朝 子君
こども教育課長 吉 田 博 和君 生涯教育課長 西 脇 一 行君
調整担当 森 田 忠 浩君 代表監査委員 島 田 信 夫君

議長挨拶

○議長（宮本 泰男君） 皆さん、おはようございます。第123回新温泉町議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが2類から5類へ変更されました。変更に伴い、医療費の原則自己負担や行動制限が廃止となることなど、コロナ禍前の生活様式が戻ってきました。しかしながら、ウイルスがなくなったのではなく、流行が今後も繰り返されるとのことで、共生が引き続き必要であります。

さて、本日は第123回新温泉町議会臨時会の御案内を申し上げましたところ、議員各位には、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

今臨時会に提出されている案件は、事件案及び補正予算案であります。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますよう、格別の御精励をお願い申し上げます。

町長挨拶

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、おはようございます。

本日は臨時会のお願いをいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、全議員の御出席をいただき誠にありがとうございます。

今期臨時会は、事件案2件、補正予算案2件の議案を御提案させていただいております。

議員の皆様には、慎重審議をいただき、適切かつ妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

午前9時00分開会

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、第123回新温泉町議会臨時会を開会いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時03分休憩

午前9時05分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本 泰男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

3番、岡坂遼太君、4番、澤田俊之君をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（宮本 泰男君） 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

会期等について、議会運営委員会が開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

中井議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（中井 次郎君） それでは、議会運営委員会の御報告をさせていただきます。

日時は5月10日でございます。

早速、協議事項について御報告させていただきます。第123回新温泉町議会臨時会提出議案議事運営について協議をいたしました。開会日時につきましては、令和5年5月16日、本日でございます。付議事件につきましては4件、町長より提出議案であります。

次に、会期の決定であります。本日1日と決定をいたしました。

説明のための出席を求めた者については、お手元の資料に掲載をしております。お目通しをよろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（宮本 泰男君） 中井委員長、ありがとうございました。

お諮りいたします。ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおりの会期で御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（宮本 泰男君） 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る3月23日の議会定例会以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、監査の結果について報告いたします。

監査委員から、令和5年1月分から3月分の例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しを添付して報告をいたします。

次に、説明員の報告をいたします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本臨時会に説明のため出席を求めた者の職、氏名は、一覧表のとおりであります。

次に、閉会中の所管事務調査として、総務産建常任委員会が4月25日と5月10日に開かれておりますので、その報告をお願いします。

竹内委員長、お願いします。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） 総務産建常任委員会の報告をいたします。

4月25日、5月10日と2回開催しました。4月25日の所管事務調査は報告事項のみですので、委員会資料を御清覧ください。

5月10日の報告をいたします。農林水産課と総務課の所管事務調査を行いました。農林水産課は協議事項1件です。肉用牛生産施設（第3団地）建築工事請負契約の締結については、新温泉町で飼育される肉用牛経営の拡大及び新規就農者の生産基盤の安定を図るため、賃貸式の共同利用畜舎を整備するものです。委員会として了承しました。

次に、総務課です。報告事項は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についての1件です。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は1件です。令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）については、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、本町として地域の実情に合わせた必要な支援をきめ細やかに実施するため、令和5年度一般会計補正予算（第1号）を編成するものです。委員会として了承しました。

以上、総務産建常任委員会の報告とします。

○議長（宮本 泰男君） 委員長報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） これで質疑は終わります。

竹内委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が4月26日、5月10日に開かれておりますので、その報告をお願いします。

浜田委員長。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） 民生教育常任委員会の報告をさせていただきます。

開催日は令和5年4月26日、5月10日と開催いたしました。4月26日は所管事務調査は報告事項のみですので、資料を御清覧ください。

5月10日、所管事務調査は健康福祉課、協議事項3件ございます。(1)損害賠償の額の決定及び和解について。令和5年3月6日、国道178号線三谷口バス停付近であった自動車物損事故の賠償額として、52万8,000円を支払うと報告がありました。委員会として了承いたしました。

(2)令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について。新温泉町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業について。非課税世帯、家計急変世帯へ、1世帯当たり3万円支給。給付金の確認書をシステム改修のため、7月下旬に発送し、振込は8月14日予定から随時振り込まれるもの。委員会として了承いたしました。

新温泉町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯分支給事業について。令和4年度給付金支給対象者と、家計急変者の対象児童1名につき5万円支給。令和6年2月28日までに出生等児童については随時対応します。家計急変者につきましても、申請書の受付審査後に随時振り込まれます。申請受付日は令和6年2月29日までとなっています。委員会として了承いたしました。

(3)令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、さきの3月6日自動車物損事故損害賠償の支払い分となります。52万8,000円です。委員会として了承いたしました。

以上、民生教育常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（宮本 泰男君） 委員長報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） これで質疑を終わります。

浜田委員長、ありがとうございました。

次に、議会広報調査特別委員会が4月6日、13日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

森田委員長。

○議会広報調査特別委員会委員長（森田 善幸君） 議会広報調査特別委員会の報告を行います。

去る4月6日、13日と議会広報調査特別委員会を開き、議会だより70号の編集作業を行いました。今回は、浜坂地域の認定こども園整備に関する議論を4ページにわたる特集記事を設けました。また、その他、条例改正などにおいても議論が集中し、討論も活発に行われたため、紙面を増やし、28ページ構成になりました。4月27日に発行をいたしております。一般質問、討論原稿を御提供いただいた議員の皆様、御協力ありがとうございました。今後とも締切り厳守でよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮本 泰男君） 森田委員長、ありがとうございました。

次に、美方郡広域事務組合議会臨時会が3月27日に開かれておりますので、その報告をお願いいたします。

池田宜広議員、お願いします。

○美方郡広域事務組合議会議員（池田 宜広君） それでは、美方郡広域事務組合の報告をいたします。

令和5年第2回美方郡広域事務組合議会臨時会が、令和5年3月27日、午後1時30分より香美町議場にて開催をされました。発議1号として、議会の個人情報の保護に関する条例の制定、議案2号として、美方郡広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行の条例制定、3号として、広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定、4号議案として、組合職員の給与に関する条例の一部改正が上程をされ、いずれも全会一致で可決となりました。なお、追加議案といたしまして、本所にあります化学車のシャーシフレームの破損状況が確認をされ、車検が通る見込みがないということで、可搬式のポンプを購入するという予算でございました。いずれの議案も全会一致で可決となりました。

以上、報告といたします。

○議長（宮本 泰男君） ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

日程第4 議案第54号

○議長（宮本 泰男君） 日程第4、議案第54号、肉用牛生産施設（第3団地）建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、肉用牛生産施設（第3団地）建築工事の請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、農林水産課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） それでは、議案第54号、肉用牛生産施設（第3団地）建築工事請負契約の締結について御説明をさせていただきます。

まず、本件の事業経過を改めて御説明をさせていただきますと、令和4年度の設計業務完了後に建築工事を発注予定でございましたが、資材価格の高騰から事業費予算が不足をしたため、8月臨時議会にて補正予算をお願いし、その後、3度の入札を実施いたしました。いずれも不調に終わり、結果として、実質工期が不足する事態となったことから、国、県と協議の上、事業を一旦中止する手続を行った後に、改めて事業計画承認申請を行い、承認後の令和5年3月議会にて、令和4年度の補正予算での事業費予算を御承認いただき、令和5年度への事業繰越して工事発注の準備を進めてまいりました。先般、4月28日の入札におきまして落札業者が決定いたしましたので、同日に仮契約を締結し、契約案件として本臨時議会に上程をさせていただいたところでございます。

それでは、初めに、審議資料の2ページをお願いいたします。

まず、1の事業概要についてですが、肉用牛経営の拡大と新規就農者の生産基盤の安定を図り、畜産経営の振興に資することを目的とし、3ページ、位置図にお示しした場所に丹土地区の土地をお借りいたしまして、賃貸式の共同利用畜舎、いわゆるアパート畜舎を整備するものでございます。

2の工事の概要についてですが、牛舎棟は木造平家建てで2棟計画しており、1棟当たりの建築面積は560平米、規模は40頭となっております。堆肥舎棟は木造平家建て1棟で、建築面積は312平米、トイレ棟は木造平家建て1棟で、建築面積5平米でございます。

3の工事期間ですが、契約締結後に現場着手いたしまして、令和6年1月19日を終期としております。

4ページ、計画平面図をお願いいたします。現場が傾斜地ということもございまして、敷地地盤は2段で計画をしております。上段に牛舎棟、下段が堆肥舎棟としております。敷地への進入は、牛舎1の右上、町道牧場公園線からの接続となります。

牛舎棟、堆肥舎棟の立面図を5ページに添付してございまして、2段となる敷地地盤の状況を図面の左下、堆肥舎側面でお示ししており、高低差が2.5メートルとなっております。

次に、6ページの給排水等の設備計画図を添付しております。図面の左上、町道に埋設しております上水道の配水管から分岐をいたしまして、敷地内へ給水を引き込み、各

牛舎に配管をいたします。排水は牛舎ごとに便槽のため、堆肥舎棟も同様に便槽のため、利用者の方に処理していただくよう計画しております。トイレの位置は、牛舎1の右側を予定しております。浄化槽により排水処理を行い、敷地に隣接する道路側溝に放流するよう計画しております。トイレの内部については、大小トイレ、各1か所と、手洗い1か所ということで、最小限の施設としております。また、今回、契約を進めている建築本体工事は、補助事業の執行上、必要最低限度の牛舎機能を満たす内容としており、建物周りのコンクリート舗装、また植栽等の外構工事は含まれておりません。建築本体の工事の完了後に、引き続き外構工事に着手できるよう、今後、発注準備を進める予定としております。

それでは、1ページに戻っていただきまして、入札公表調書をお願いいたします。

4月28日に町内業者10社により、指名競争入札を実施いたしました。最終入札額としては5社が辞退し、その他の5社の中で、株本建設工業株式会社の1億8,300万円が最低入札額となり、これに10%相当額を加算した金額が落札金額となります。

それでは、議案第54号をお願いいたします。

1、契約の目的は、肉用牛生産施設（第3団地）建築工事。

2、契約の方法は、指名競争入札。

3、契約の金額は、2億130万円。

4、契約の相手方は、兵庫県美方郡新温泉町芦屋338番地の1、株本建設工業株式会社、代表取締役社長、株本寛でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） ちょっと簡単なことをお聞きしたいと思います。

審議資料の1ページの中に、落札のところで、最終入札額という表現があるんですけど、これは、最終というのは、最初で最終だったのか、数回の入札があったのかについてお聞きしたいなと思います。

それと、あわせて、5社が辞退されたということで、また、去年は不調だったという経過もあるわけですが、昨年3回にわたって入札をされて、その都度物価が変わってくる、要は建築単価が変わってくるわけですが、それをどのように反映されて、実際に入札の施行に当たられたのか、実施に当たられたのか。今回、最終的な落札に至ったわけですが、それについてどういう形で単価入替え等をされたのか、あるいはされてないのか。単価入替えをされたとすれば、設計者にとってはそれだけ負担になっているので、それについては設計者の責任ではない部分もあります。その辺りについて配慮されたかどうか、そこについてお聞きできたらと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） まず、入札の最終入札額でございますが、入札回数は1回でございます。1回投札いただいた結果が最終入札額ということでございます。

あと、今回辞退した業者がいらっしゃって、昨年は不調であったというような経過もございまして、また、設計単価につきましては、昨年度設計した設計内容から最新の単価に時点修正をいたしまして、設計を組み替えしております。当然、組替えについての積算作業というのは設計業者のほうに作業をお願いしておりますので、その分も委託業務の内容に含めまして、委託料としてお支払いをしているといったところでございます。以上でございます。

○議員（8番 河越 忠志君） 答弁がまだ返ってないんじゃないでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 辞退された5社があるわけですが、辞退、昨年の不調に至ったのと、今回新たに、ある意味では、工期をちゃんと確保できて入札に臨まれたけれども、半分が辞退をされたということの中で、以前から公共調達について、様々な好循環だったり目的ということがある中で、昨年参加された業者の中でも、これを一括で出されると、実際には非常に厳しいと。ただ、これが棟を分けて出してもらったら、昨年でもある程度入札に応じることができたというようなお話も聞いています。その中で、行政として地域の経済発展等を考えたときに、大きく一括で出すことは、当然経費率の関係からいけば有効であるっていうのは、誰しも理解されてると思います。ただ、様々な意味の中で、公共調達、これがいいのかっていうことについて、どのような配慮をされたのか。5社が辞退されたということについては、ある意味で大きな示唆であろう、勉強する部分があるのではないかなというふうに私は考えるわけですが、それについてどのように把握をされているのか、全く反省するところはないのか。

それと、あわせて、設計については、この契約には関係ないわけですが、追加での費用負担をされたのか、あるいは業務の中に含めて、要は、まけてくださいねという形での対応をされたのか、その辺りについてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 入札において辞退の業者がいらっしゃったということでございます。それぞれ御事情については、臆測の域を出ないわけでございますが、今回、木造のある程度大きな規模の建築物になりますので、得意とする業者、なかなか向かうことが難しいという業者もいらっしゃったんじゃないかなというふうに想像しとるところでございます。

また、分割発注についてでございます。今回、クラスター事業という補助事業で対応しております。補助事業上、機能を果たす部分については一括契約ということで、県からも指導を受けるところでございますので、今回もちょっと説明で申し上げましたけども、主張されてる機能を満たす部分については、今回一括して発注をさせていただいた。

ただ、それから外れる部分といいますか、外構工事であったりとか、そういった部分については、今後追加で別発注を考えてるところでございます。

当然、町内業者に受注のきっかけ、機会を得ていただくということは重要なことだと思っておりますので、必要に応じて分割発注の可能性ということも視野に入れながら、今後事業のほうを進めたいというふうに考えております。

○議長（宮本 泰男君） よろしいですか。

○議員（8番 河越 忠志君） 答弁が返ってないです。

単価の入替えについては、入替え。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 単価入替えの経費ということでよろしいでしょうか。

それにつきましても、設計変更ということで、契約内容に変更を加えて、経費としては業務料としてお支払いをしております。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 3回目です。

変更についての根拠はどのようにされたか、お聞きできますでしょうか。3回目です。最後です。

○議長（宮本 泰男君） 分かりますか。

原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 昨年度の設計業務委託の変更理由ということで、お受けいたしました。変更内容といたしましては、今回、昨年度の業務といたしましては、工事発注に至りませんでしたので、工事の管理業務というのが不用になりました。その部分を削除いたしましたのと、一旦成果品として設計書を納品していただきましたが、工事が落札に至らなかったということで、時点修正の単価入替えがまた追加で作業が必要になったという部分の業務を追加して、変更契約をしたということでございます。

理由としては、業者のほうの責任ではない部分であったので、それについては変更設計として経費を追加してみたということでございます。

○議長（宮本 泰男君） よろしいですか。

○議員（8番 河越 忠志君） もう3回ですから。

○議長（宮本 泰男君） 答弁返ってますか。

○議員（8番 河越 忠志君） 返っております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 今回の工事は建物だけということで、その後、外構工事等を発注するという、今の答弁でしたけど、そうすると、全体がもう完成しまして、利用できるようになるのはいつのことなのか。それから、その利用予定者、多分地域おこし協力隊卒業者の方だと思うんですが、そういった方に対する説明とか工期の遅れに対

する対策というようなことは行われているのか、質問いたします。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 建物工事の発注に追加して、今後、外構工事の発注という説明を申し上げました。また、建築工事のほうの完成は来年の1月を終期としておりますが、それに合わせて外構工事を追加発注いたしますと、当然、冬期間降雪ということになりますので、繰越しも見込みまして、工事を進める予定にしております。予定としましては、来年度の第1四半期を目標に完成なり供用開始を進めていきたいというふうに考えております。

また、利用予定者についての情報提供であったりとか、入居、利用ができる時期については都度情報提供しております。今回、事業のほうが一旦事業中止という手続になりましたので、その時点で利用者に面会して、経過であったり今後の予定を説明し、また、増頭計画であったり、そういったことも聞き取りをする中で、町のほうが支援できることがないかということで、調整を図っております。一部今年度中に、現在中山の研修センターで牛のほうを飼育されておりますが、その増頭、規模をオーバーするというようなお話もありましたもので、オーバーする部分を飼育できる牛舎の確保も、個人ではなかなか難しいというようなお話も伺いましたので、関係農家の協力をいただきまして、牛が飼育できる場所の確保に至ったというような経過もございます。以上でございます。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） そうしますと、他の農家の方の協力をいただいてというお話でしたけど、実際、それは行われているということでしょうか。まだ中山の部分だけで大丈夫ということですか。今後、農家の協力も得て、そちらでも飼育されるということでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 先ほど関係農家の協力をいただいてということですが、具体的には今年度中の5月、6月以降に、牛が今の中山の研修センターからちょっとあふれてしまうという状況を聞いておりまして、その時期に状況を伺いながら、具体的には丹土のアパート牛舎の第1団地の一部を受入れの場所ということで、関係農家に協力をいただいて、そちらにそこからあふれてしまう牛について、丹土に移していただくというようなことで調整を図っております。牛の引っ越しにはまだ至っておりませんが、関係農家同士でその辺りは調整を図っていただいとるというところでございます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。では、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 5 5 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 5、議案第 5 5 号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 5 年 3 月 6 日、午後 5 時 3 0 分頃、新温泉町三谷 1 7 5 番 6 付近の国道 1 7 8 号線で発生した自動車物損事故に係る損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、健康福祉課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） それでは、損害賠償の額の決定及び和解について説明をさせていただきます。

まず、審議資料の 7 ページを御覧ください。自動車物損事故の概要でございます。

1、事故の概要の(1)日時は、令和 5 年 3 月 6 日月曜日の午後 5 時 3 0 分頃です。(2)場所は、新温泉町三谷 1 7 5 番 6 付近の国道 1 7 8 号線です。(3)当事職員は健康福祉課の保健師でございます。(4)相手方はここに、資料に記載の池成和幸氏でございます。運転されていたのは、相手方の御家族でございます。(5)事故の状況は、上記日時、場所において、A、当事職員が保健福祉センターすこやかーにでの業務を終えて、役場に向かって公用車を運転中、前方不注意により前方を走行していたB、相手方の所有の車両の減速に気づかず追突し、車両の一部を破損させたものでございます。ブレーキを踏みましたが、間に合わなかったという状況でございます。

2の事故発生場所は、ここに記載のとおりでございます。

議案に戻っていただきまして、1、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

2、損害賠償の額は 5 2 万 8, 0 0 0 円で、責任割合は町が 1 0 0 %、相手方はゼロ%でございます。

3、和解の内容は、(1)町は相手方に損害額として 5 2 万 8, 0 0 0 円を支払う。(2)今後本件に関しては、双方とも裁判上、裁判外において、一切の異議申立て及び請求を行わないという内容でございます。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 52万8,000円ということで、一部を破損した相手方の、この金額を賠償するっていうことですが、公用車のほうは一体どんな破損の状況だったんでしょう、合わせて52万何ぼじゃないですね。100%っていうことから過失が、公用車のほうは。当然大変な事故であるなど。運転の、やっぱりことについて、ふだんからどういう取組をしてるのか、その点もちょっと反省を込めて、お聞きをしたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） 公用車の修理の金額についてでございます。修理の金額につきましては34万9,800円ということでございます。

それと、ふだんの指導内容ということでございますけども、交通ルールの遵守であったり緊張感を持つての運転、あと、焦らず時間に余裕を持つなど、安全運転の励行については日頃から声かけをしているというところでございます。このたびの事故があって、該当職員をはじめ課の職員にもその旨、改めて周知しまして、事故の発生の予防に取り組んでいるというところでございます。このたびこういう事故が起ってしまった、相手方にも大変御迷惑をおかけしているんですけども、そこも職員に周知して、交通ルールの遵守、緊張感を持つての運転等に今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（宮本 泰男君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） それこそ、過去に私も知ってるのでは、60万円を超えるような大きな、いわゆる春來から下りてくる道路で、これも追突だったと思うんですけどね。大変、これ、人身事故になってないからよろしいですけども、相手方はむち打ちだとか、そういうことは今のところは一切ないんでしょうか。後ろから追突すると、当然そういうことが起きる可能性が多いんですけども、やっぱり周知徹底をきちっと、いわゆる御自分が出さなくても、保険から出てくるわと、そういう気持ちになってもらったら困りますし、そこら辺のところは御自分の車を運転するようなつもりで、大切にやっぱり扱ってほしいなと思いますね。やっぱりこれ以上、きちっとこれからも起きないとは言えないんですけども、そういったことについて、ふだんからやはり運行管理者なりがこういったときに職員全員に、公用車を運転するとか、御自分の車でも一緒ですけども、事故を起こさないように、道路法規をきちっと守るなり、それなりについて徹底を改めてしていただきたいと思いますね。申し上げておきます。

○議長（宮本 泰男君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） 相手方についてでございます。事故があった週に先方の運転されていた方ともお会いしまして、体の状態をお伺いしております。私は大丈夫ですということで、運転をしていた職員を気遣うような言葉もいただいているところで

ございます。

あと、公用車の運転につきましては、先ほど申し上げましたように、日頃から声かけを行っているところです。管理職会議でも、総務課のほうから連絡事項ということで、公用車の安全運転について周知徹底をするようにということで、管理職に依頼がありますので、その際にも職員には安全運転の励行について周知を図っているところでございます。事故がないのが一番いいんですけども、やはりこういうことが起こってしまうことがありますので、日頃からの声かけを徹底して事故をなくす、最小限に少なくするというようなことを今後も努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員御指摘のとおりだと思います。現在、安全運転の週間になっております、この11日から。改めて、職員のほうに安全運転の徹底を行ってまいります。

○議長（宮本 泰男君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） ぜひその点は、今後も気を緩めることなくやっていただきたいと思います。

それから、答弁者もマスクを外して答弁をしていいはずなんですけども、なかなかしゃべりにくい、聞きづらい、そういったところがありますので、ぜひその徹底をしていただきたいと思いますが。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 私も含めて、マスクを外して答弁するようにいたします。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本件を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第56号

○議長（宮本 泰男君） 日程第6、議案第56号、令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和5年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案申し上げます。

内容につきまして、担当課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、令和5年度一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

このたびの補正予算は緊急経済対策に係る補正になりますので、補正予算書と一緒に配付しています新温泉町令和5年度一般会計補正予算第1号（緊急経済対策）の概要を御覧ください。A4、両面の1枚物でございます。

1としまして、補正予算編成の考え方では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者等を支援し、本町として、地域の実情に合わせた必要な支援をきめ細やかに実施するため、これまでの緊急経済対策に引き続き予算を編成するものです。

予算の規模では、補正第1号、補正額は6,596万9,000円で、全額緊急経済対策に係る予算となります。内訳としまして、国、県の補正予算に関連する事業、子育て世帯への給付事業として6,68万5,000円、町単独事業、低所得世帯への支援事業として5,928万4,000円。事業項目別では、このたびから生活者支援と事業者支援の区分に改めており、全額生活者支援になります。

次に、参考の緊急経済対策予算措置の状況ですが、補正第1号後の一般財源が、右端の5,928万4,000円で、表の下の地方創生臨時交付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の交付限度額3,751万5,000円との差額2,176万9,000円につきましては、財政調整基金を充当いたします。ただし、実績に応じて重点交付金が増額される見通しですので、今後、財源振替を行う予定としております。

裏面の緊急経済対策の概要につきましては記載のとおりですので、後ほど御清覧ください。

次に、一般会計補正予算書を御覧ください。1枚めくっていただきまして、先ほど説明しましたとおり、予算の総額に歳入歳出それぞれ6,596万9,000円の追加をお願いするものです。

次に、事項別明細書の5ページを御覧ください。給与費明細書につきましては、緊急経済対策、子育て世帯及び低所得世帯への給付金支給事務に係る時間外勤務手当53万円の増額によるもので、6ページの一般職の総括、7ページ、ア会計年度任用職員以外の職員、8ページ、給料及び職員手当等の増減の明細がその内容になります。

9ページの(3)ア職員1人当たりの給料では、平均年齢で一般行政職、技能労務職とも当初予算からの経過月数分を加算しております。

10ページ以降につきましては変更はありませんので、省略いたします。

次に、事項別明細書の4ページ、歳出を御覧ください。健康福祉課長から御説明いた

します。

○議長（宮本 泰男君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） それでは、4ページの歳出でございます。

3款1項1目社会福祉総務費は、補正額5,928万4,000円の増額をお願いするものでございます。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に係る事務費等交付金でございます。この給付金は、地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠の対象となるもので、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり3万円の給付金を支給するものでございます。対象世帯を1,830世帯見込んでいます。

続いて、2項2目児童措置費は、補正額668万5,000円の増額をお願いするものでございます。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る事務費等交付金でございます。国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のうち、町が実施主体となる独り親世帯以外の低所得の子育て世帯を対象とするものでございます。食費等の物価高騰の影響を特に受けて、損害を受けた低所得の子育て世帯を見舞う目的で、令和4年度も同様の給付金を支給しており、この給付金の支給対象者等に対象児童1人当たり5万円を支給するものでございます。対象児童130人を見込んでいます。

以上でございます。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、3ページに戻っていただきまして、歳入を御覧ください。

歳出の財源といたしまして、15款2項1目1節総務管理費補助金3,751万5,000円は、概要で説明しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金になります。

2目2節児童福祉費補助金668万5,000円は、低所得子育て世帯に対する事業費補助金650万円と、事務費補助金18万5,000円です。

19款2項1目1節財政調整基金繰入金2,176万9,000円は、歳入歳出一般財源収支の調整分、町単独事業に係るもので、補正後の財政調整基金残高は16億4,119万3,000円となります。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑は歳出歳入、総括を一括で行います。質疑はありますか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業の財源についてお尋ねしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） はい。

○議員（8番 河越 忠志君） その前に、さきの民生教育常任委員会において、健康福祉課に対して大変失礼な質問をしたと反省しております。御容赦ください。

その上で、私は国や地方の財政において、使途が特定されない財源を一般財源だと解釈しています。このたび提案のあった電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業は、国の方針に沿った、また国の方針の枠内の事業だと思っておりますけれども、なぜ国庫支出金の部分まで一般財源になるのか、それについて私のほうでじっくりこないで、御説明いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 一般財源につきましては、今、議員おっしゃいましたように、使途が限定されていないものというふうに言われました、そのとおりでございます。このたびの低所得者支援の分につきましても、一定国は1世帯当たりの予算の目安として3万円ということは示していますが、支援の方法であったり1世帯当たりの単価といった具体的な内容につきましては、地域の実情に応じて決めていただけたら結構ですということになってますので、一般財源と同様のものというふうに理解しております。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 財源の名称にこだわるわけではないんですけども、この内容そのものが、単価3万円というものを支給の対象にすると。要は、国のほうが3万円までであれば全額見ますよという制度になると、言うなれば、国が制度設計をされて、その枠内でされてると。特別の事情についてはまだ配慮する部分があって、それについても増額の可能性はありますけれども、それは全て、国が補填されるかどうかについては分からない部分があると。本町の計画については、その枠内ぴったりの金額、補填される金額そのもの、だから、今回、実施されている部分の中で、実施された残りの部分は補填されるであろう、これは間違いないと思うんですけども、そうすると、これについては、あえて一般財源とする意味はあまりないというふうに思うんですね。一般財源であるほうが形がいいのかもしれませんが、これについては、事業の内容等も客観的に考えられた中で、財源の種類について把握しておく必要があるのではないかなというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 議員のおっしゃりたいことが若干、私にはちょっと理解ができない部分があるんですが、一般財源に云々というところの、言われていることが私には少し理解できないところがあるわけですけども、予算編成上、国の補助金、国庫支出金ということで、予算科目も国庫補助金というところで予算も編成しております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで交付を受けますので、一般財源として、考え方としては整理し、概要のほうでお示ししていますように、交付限度額というものがあって、それに充当しますということで整理をさせていただいていると

いう状況でございます。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） あんまりこだわる内容ではないんですけども、ただ、私が県の市町振興課に確認したところでは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金イコール一般財源というわけではない。実際に、どのように使われていくか、今回の場合でいくと、この事業については、国が示した、国の方針に沿った事業だということについては間違いないというふうに、担当者の方のコメントとしてはありました。そういったことでいくと、この大枠としての新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の枠だからという形で、実際に施行していく、末端の自治体が把握するとしては少し違うんじゃないかなと思います。結果として、これが内容として駄目だとか、そういう話ではないんですけども、きめ細やかな認識が、私のこだわりの部分かもしれませんが、理解できないというふうにおっしゃられたので、そういった思いで質問をさせていただきました。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 答弁要りませんね。

○議員（8番 河越 忠志君） はい。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第57号

○議長（宮本 泰男君） 日程第7、議案第57号、令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計予算に補正の必要が生じたので、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、健康福祉課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） それでは、令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計

補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

このたびの補正は、歳入歳出とも補正額52万8,000円の増額をお願いするもの
でございます。

それでは、補正予算書の事項別明細書の3ページを御覧いただきたいと思
います。

まず、歳入です。9款3項3目雑入は、補正額52万8,000円の増額をお
願いするものです。内容につきましては、議案第55号で説明をさせていただきました自動車物
損事故に係る公有自動車損害共済金でございます。

続いて、4ページをお開きください。

歳出でございます。1款1項1目一般管理費は、補正額52万8,000円の増額をお
願いするものでございます。内容につきましては、議案第55号で損害賠償の額を御議
決いただきました賠償金でございます。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。じゃあ、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され
ました。

○議長（宮本 泰男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

第123回新温泉町議会臨時会の閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

本日は臨時会が招集されましたところ、御参集を賜り、町長から提案のありました事
件、補正予算に対し、御審議をいただきました。議員各位には、適切妥当な結果をいた
だき厚く御礼を申し上げます。

議員各位並びに執行部の皆さんには、町行政の積極的な推進に御尽力いただきますこ
とをお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

○町長（西村 銀三君） 第123回新温泉町議会臨時会の閉会に当たりまして、お礼の
御挨拶を申し上げます。

本日は提案させていただきました案件の御同意を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議員各位には、今後とも御協議を重ねさせていただきながら、町政運営を図ってまい

りたいと存じます。一層の御支援、御協力を心よりお願い申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（宮本 泰男君） 以上をもって、会議を閉じます。

これをもって第123回新温泉町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時10分閉会
